

平成19年度9月補正予算案

主要事項説明資料

商 工 部

主要事項説明資料目次

商 工 部

頁	事 業 名	担 当 室
1	京都産業立地戦略 2.1 特別対策事業費補助金	企業立地推進室
2	伝統と文化のものづくり産業振興補助金	企業立地推進室
3	中小企業立地促進特別対策費	金融・組合室
4	伝統と文化のものづくり産業集積等促進特別対策費	金融・組合室
5	くらしの金融緊急対策事業費	消費生活安全センター

平成19年度 9月補正予算案主要事項説明

商 工 部

事業名	京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金																																																		
予算額	1,300,000千円	新規・継続の別	継続																																																
事業内容	<p>1 趣 旨</p> <p>「企業立地促進条例（略称）」に基づく税の特例措置や低利融資制度と併せた企業誘致の取組みにより、立地企業が好調に推移していることを踏まえ予算額を増額。</p> <p>※19年度補助対象見込み企業数50社（うち中小企業37社）</p> <p>2 制度概要</p> <p>（1）京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金（企業向け）</p> <table border="1"> <tr> <td>対象地域</td> <td>中北部・木津川右岸地域</td> <td>京都市周辺</td> <td>学研都市地域</td> <td>京 都 市</td> </tr> <tr> <td>対象業種</td> <td colspan="2">製造業、情報関連産業等</td> <td colspan="2">IT、ゲノム関連等先端産業</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>5～20億円</td> <td colspan="2">2～8億円</td> <td>1～4億円</td> </tr> <tr> <td>必要要件 (工場の場合)</td> <td>用地面積</td> <td colspan="3">0.3ha以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>投下固定資産額等</td> <td colspan="3">3億円以上（京都市は必須）又は、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地元雇用数</td> <td colspan="3">10人以上</td> </tr> </table> <p>（2）市町村企業立地基盤整備事業費補助金（市町村向け）</p> <table border="1"> <tr> <td>対象地域</td> <td colspan="3">中北部地域・木津川右岸地域</td> </tr> <tr> <td>対象業種</td> <td colspan="3">企業立地に関連する道路等の基盤整備事業（1/2を補助）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">限度額</td> <td>工場用地面積</td> <td>5ha未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5ha以上10ha未満</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10ha以上</td> <td>1億5,000万円</td> </tr> </table>			対象地域	中北部・木津川右岸地域	京都市周辺	学研都市地域	京 都 市	対象業種	製造業、情報関連産業等		IT、ゲノム関連等先端産業		限度額	5～20億円	2～8億円		1～4億円	必要要件 (工場の場合)	用地面積	0.3ha以上				投下固定資産額等	3億円以上（京都市は必須）又は、				地元雇用数	10人以上			対象地域	中北部地域・木津川右岸地域			対象業種	企業立地に関連する道路等の基盤整備事業（1/2を補助）			限度額	工場用地面積	5ha未満	5,000万円		5ha以上10ha未満	1億円		10ha以上	1億5,000万円
対象地域	中北部・木津川右岸地域	京都市周辺	学研都市地域	京 都 市																																															
対象業種	製造業、情報関連産業等		IT、ゲノム関連等先端産業																																																
限度額	5～20億円	2～8億円		1～4億円																																															
必要要件 (工場の場合)	用地面積	0.3ha以上																																																	
	投下固定資産額等	3億円以上（京都市は必須）又は、																																																	
	地元雇用数	10人以上																																																	
対象地域	中北部地域・木津川右岸地域																																																		
対象業種	企業立地に関連する道路等の基盤整備事業（1/2を補助）																																																		
限度額	工場用地面積	5ha未満	5,000万円																																																
		5ha以上10ha未満	1億円																																																
		10ha以上	1億5,000万円																																																
担当課・係名	企業立地推進室	課・係直通電話番号	075-414-4848																																																

平成19年度 9月補正予算案主要事項説明

商 工 部

事業名	伝統と文化のものづくり産業振興補助金		
予算額	100,000千円	新規・継続の別	継続
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <p>「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づく、税の特例措置や低利融資制度と併せた企業誘致の取り組みにより、立地企業が好調に推移していることを踏まえ予算額を増額。 ※19年度補助対象見込み企業数 3社</p> <p>2 制度概要</p>		
	対象地域	伝統と文化のものづくり産業の集積等により同産業の振興を図るため、条例に基づき知事が定める地域 ・京都新光悦村 (伝統と文化のものづくり産業と先端産業との融合により新たなものづくりを推進する拠点) ・丹後地域(丹後織物産地等)	
	対象業種	伝統と文化のものづくり産業及び同関連業種等 (製造業、デザイン業、製造小売業等)	
	補助要件等		
	用地面積	投下固定資産額又は地元雇用者数	補助限度額
	3,000㎡以上	1億円以上又は10人以上	2億3,000万円
	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,300万円以上又は4人以上	7,600万円
担当課・係名	企業立地推進室	課・係直通電話番号	075-414-4881

平成19年度 9月補正予算案主要事項説明

商 工 部

事業名	中小企業立地促進特別対策費										
予算額	7,800,000千円	新規・継続の別	新規								
事業内容	<p>1 趣 旨 府内に立地する中小企業に対し、立地に必要な資金を低利・長期固定金利で融資する制度を実施し、中小企業の立地の促進を図る。</p> <p>2 融資制度概要</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象</td> <td>「雇用のための企業立地促進融資制度」の対象となる中小企業 (例：製造業) 用地面積3,000平方メートル以上で、投下固定資産額3億円以上又は地元雇用者数10人以上</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>◆1. 7% (固定10年間) ◆特に雇用創出効果の高い企業には、特別金利1.2% (固定10年間) を適用 (地元雇用者5人又は10人以上で府内総雇用者数が増加するもの) ※11年目以降は、金融機関の長期最優遇変動金利</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>原則20億円 (土地、建物、設備等企業立地に必要な経費の90%以内)</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>20年以内 (3年以内の据置可)</td> </tr> </table>			対 象	「雇用のための企業立地促進融資制度」の対象となる中小企業 (例：製造業) 用地面積3,000平方メートル以上で、投下固定資産額3億円以上又は地元雇用者数10人以上	利 率	◆1. 7% (固定10年間) ◆特に雇用創出効果の高い企業には、特別金利1.2% (固定10年間) を適用 (地元雇用者5人又は10人以上で府内総雇用者数が増加するもの) ※11年目以降は、金融機関の長期最優遇変動金利	限度額	原則20億円 (土地、建物、設備等企業立地に必要な経費の90%以内)	融資期間	20年以内 (3年以内の据置可)
対 象	「雇用のための企業立地促進融資制度」の対象となる中小企業 (例：製造業) 用地面積3,000平方メートル以上で、投下固定資産額3億円以上又は地元雇用者数10人以上										
利 率	◆1. 7% (固定10年間) ◆特に雇用創出効果の高い企業には、特別金利1.2% (固定10年間) を適用 (地元雇用者5人又は10人以上で府内総雇用者数が増加するもの) ※11年目以降は、金融機関の長期最優遇変動金利										
限度額	原則20億円 (土地、建物、設備等企業立地に必要な経費の90%以内)										
融資期間	20年以内 (3年以内の据置可)										
目的 対象 方法等											
担当課・係名	金融・組合室 金融担当	課・係直通電話番号	075-414-4822								

平成19年度 9月補正予算案主要事項説明

商 工 部

事業名	伝統と文化のものづくり産業集積等促進特別対策費																	
予算額	100,000千円	新規・継続の別	継続															
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨 伝統と文化のものづくり産業の集積等によりその振興を図るため、促進地域に立地する企業等に対し、立地に必要な設備・運転資金を融資する制度を実施する。</p> <p>2 融資制度概要</p> <table border="1"> <tr> <td>融資対象</td> <td colspan="2">伝統と文化のものづくり産業及び同関連業種等の企業等 (例：製造業、デザイン業、製造小売業)</td> </tr> <tr> <td>取得用地面積</td> <td>3,000㎡以上</td> <td>1,000㎡以上3,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>1.7% (特別金利1.2%)</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>20億円 (うち運転資金1億円)</td> <td>3億円 (うち運転資金1,500万円)</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>設備20年 (据置3年) 以内 運転 7年 (据置1年) 以内</td> <td>設備15年 (据置1年) 以内 運転 7年 (据置1年) 以内</td> </tr> </table> <p>※特別金利：特に雇用創出効果の高い企業 (製造業の場合) 地元雇用者数10人以上かつ府内総雇用者数増加</p>			融資対象	伝統と文化のものづくり産業及び同関連業種等の企業等 (例：製造業、デザイン業、製造小売業)		取得用地面積	3,000㎡以上	1,000㎡以上3,000㎡未満	利 率	1.7% (特別金利1.2%)	1.7%	限度額	20億円 (うち運転資金1億円)	3億円 (うち運転資金1,500万円)	融資期間	設備20年 (据置3年) 以内 運転 7年 (据置1年) 以内	設備15年 (据置1年) 以内 運転 7年 (据置1年) 以内
融資対象	伝統と文化のものづくり産業及び同関連業種等の企業等 (例：製造業、デザイン業、製造小売業)																	
取得用地面積	3,000㎡以上	1,000㎡以上3,000㎡未満																
利 率	1.7% (特別金利1.2%)	1.7%																
限度額	20億円 (うち運転資金1億円)	3億円 (うち運転資金1,500万円)																
融資期間	設備20年 (据置3年) 以内 運転 7年 (据置1年) 以内	設備15年 (据置1年) 以内 運転 7年 (据置1年) 以内																
担当課・係名	金融・組合室 金融担当	課・係直通電話番号	075-414-4822															

平成19年度 9月補正予算案主要事項説明

商 工 部

事業名	くらしの金融緊急対策事業費		
予算額	1,000千円	新規・継続の別	新規
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨 貸金業法改正に伴い、顕在化する多重債務者問題に対応するため、相談支援体制の整備充実等を図る。</p> <p>2 事業内容 (1) 相談支援体制の整備・充実、啓発活動の実施</p> <p>①多重債務法律相談の実施 府や市町村の相談を法的・専門的にバックアップするための法律相談の実施</p> <p>②市町村職員・相談員研修会の実施 市町村における相談体制の充実を図るための研修会の実施</p> <p>③啓発・広報 多重債務の解決方法等を解説したリーフレットの作成</p> <p>(2) 関係団体等と協力した総合的な多重債務対策の検討・実施 関係機関で構成する「京都府多重債務問題関係機関対策協議会（仮称）」や庁内関係課・室による対策会議の設置</p>		
担当課・係名	消費生活安全センター	課・係直通電話番号	075-671-0030